

群馬県庁 Re:born 会議設置要領

第1条（総論）

この要領は、群馬県庁 Re:born 会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（組織及び所掌事務）

会議は、委員8人以内をもって組織し、知事の依頼に応じて次の事項を審議する。

- 一 県庁舎の有効活用に関する提言
- 二 実施事業のコーディネート、連携事業の企画・運営検討

第3条（委員）

委員は、県庁舎の有効活用の推進に関し、各分野で優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

第4条（任期）

委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第5条（招集）

推進会議の会議は、知事が招集し、その座長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第6条（その他）

会議の庶務は、総務部財産有効活用課において行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則 この要領は、令和5年6月12日から施行する